

奈良県選挙管理委員会告示第六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を取り扱う施設について、次のとおり名称の変更があった。

平成二十六年四月十八日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

名称		所在地	
新	地方独立行政法人奈良県立病院 機構奈良県総合医療センター	奈良市平松一丁目三〇―一	
旧	奈良県立奈良病院		
新	地方独立行政法人奈良県立病院 機構奈良県西和医療センター	生駒郡三郷町三室一丁目一四―一六	
旧	奈良県立三室病院		
新	奈良県障害者総合支援センター 自立訓練センター	磯城郡田原本町多七二二	
旧	奈良県総合リハビリテーション センター自立訓練センター		